

厚生年金基金制度改革の概要

代行割れを未然に防ぐための制度的措置の導入

基本的な考え方

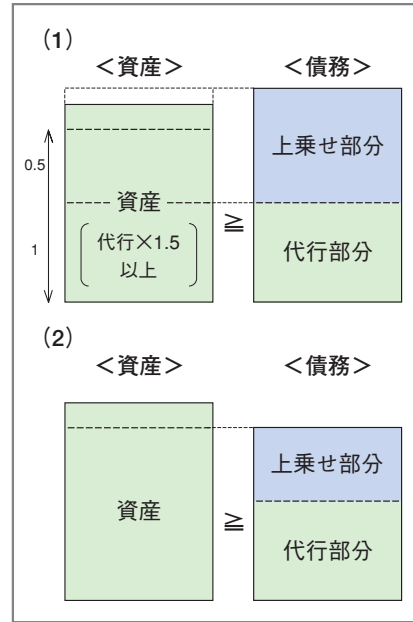
- 今回の改正では、代行割れ問題について、厚生年金被保険者全体のリスクの分かち合い（連帯債務外し等）をお願いしつつ、早期解決を図ることとしている。
- こうした改正について、厚生年金被保険者（約3,400万人）の理解を得るためには、代行割れを二度と起こさないための制度的措置を導入する必要がある。

具体的な仕組み

- 施行日から5年経過後（特例解散の終了時点）は、毎年度の決算において、以下のいずれかの要件を満たしている基金のみ存続できることとし、要件を満たさない基金に対しては、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散命令を発動できることとする。

基準の考え方＝「代行資産の保全」の観点から設定

- 市場環境の短期変動による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準
【具体的基準】
純資産（時価） \geq 最低責任準備金（代行部分の債務） $\times 1.5$ （※）
- 上乗せ部分の積立不足による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準
【具体的基準】
純資産（時価） \geq 決算日までの加入期間に見合う「代行＋上乗せ」の債務（＝非継続基準による要積立額）



※1.5の根拠

以下のデータに基づき設定

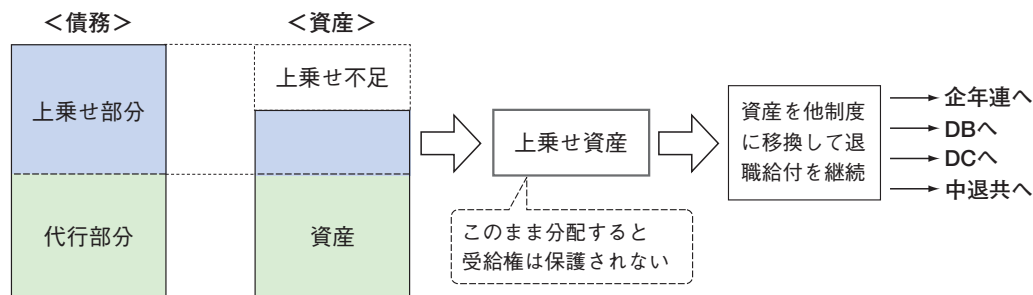
- 過去12年間の全基金の決算データでは、1～2年の市場環境の変化によっても代行割れしない積立水準は代行部分1.5倍以上。
- 今後5年間の運用リスクに対して代行割れを1%未満に抑えるために必要な積立水準は代行部分の1.6倍以上（保険会社の健全性基準の考え方を参考）。

上乗せ部分の受給権を保全するための措置

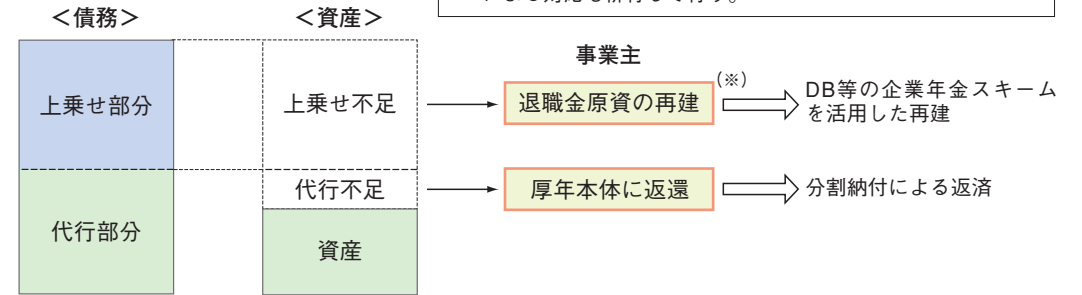
厚生年金基金が解散した場合の基本ルール

- 代行給付＝必ず保全されるルール（厚生年金本体が支給）
- 上乗せ給付（3階部分）＝残余財産の範囲内で分配（または企業年金連合会に移換）

【ケース1：代行割れはしていないが、上乗せ部分は積立不足である基金】



【ケース2：代行割れ基金】



- ※1 一部の基金では、上乗せ給付の原資として加入員からも掛金を徴収しているところがあり、こうした基金が解散後、上乗せ給付を再建するスキームとしての活用も考えられる。
- ※2 ケース1およびケース2で、代行部分を持ち続けると、公的資金である代行資産を、上乗せ給付の不足に充てるために使い続けることになる。

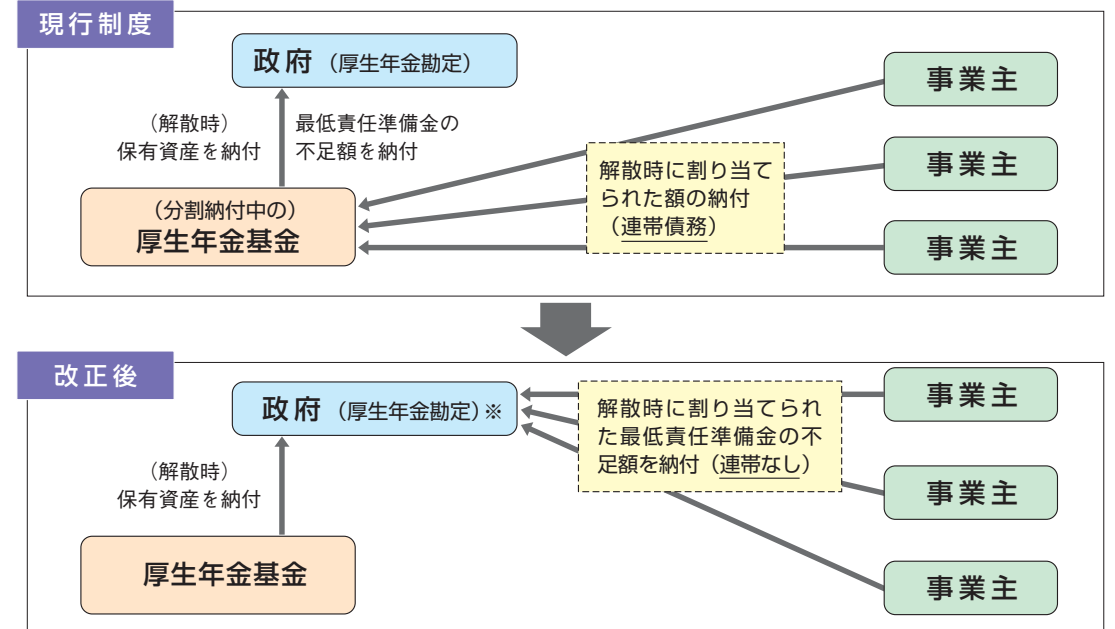
移行のための支援措置

- ・解散後、事業所（企業）単位で既存DBや中退共へ移行できる仕組みを創設（法律事項）。
- ・移行後の積立不足を掛金で埋める期間の延長など政省令改正による対応も併行して行う。

分割納付の方法の見直し

改正概要

- 代行割れ基金が、特例解散により返済額を分割納付する場合、基金が事業主から掛金を徴収し、政府に納付することとされており、倒産事業所が生じた場合、その分の債務は基金に残る。（＝残った事業主の連帯債務となる）
- 今回の改正では、連帯債務問題の解消を図るため、解散時に各事業所の債務を確定し、各事業所が直接政府に最低責任準備金の不足額を納付する仕組みに見直すこととしている。



※徴収事務については日本年金機構に委託することとしており、また、滞納処分の権限については一定基準に該当する場合は国税庁に委託できることを予定。【政省令】